

業務部速報



No. 106

発行 25. 12. 29

JR東労組 業務部

申5号 「JR東日本グループのさらなる飛躍に向けた新たな組織と働き方について(その2)」に関する申し入れ 第8回団体交渉(12/26)⑦

【人事制度の見直し】

●組合 ■会社

14. 出向については、組合員の本人希望を遵守し、組合員が希望しない出向は行わないこと。



●労働条件が大きく変わることから、希望を尊重し、希望しない場合は出向は行わないこと！

■出向は異動の一類型であるが、普通の異動と全く同じではない。本人希望、家庭状況、人生設計を踏まえて行っている

■本人の目線を広げる意味においても出向は必要である

■社員の成長を後押しする機会とする出向にしていきたい。本人が希望すると言える環境づくりが必要だ

15. 転籍については、組合員が希望した場合に限り実施すること。



●希望しない組合員社員を転籍させることは認めない！

■社員が希望することが出発点である

■希望した社員のうち、会社と転籍会社が認めた社員のみが転籍できる制度である

■労働流動化しているので、グループ内に留まっていただきたい

●**転籍を希望する組合員のみであり、希望しない組合員は転籍しないことを確認！**

【福利厚生の見直し】

1. カフェテリア・プランをさらに充実するため、カフェテリアポイントを500ポイントとすること。

2. 宿泊予約のキャンセル料に対して、カフェテリアポイントでの補助を可能とすること。



●利用できるメニューも変更になることからも、ポイント増を求める！

●キャンセル料についてもカフェテリアポイントが利用できるようにして欲しい！

■1ポイントで使用できる金額を100円から300円にするなど充実できるように取り組んでいる

■住まいなどの消化ポイントをなくして、現行のポイント数でも充実できる環境をつくっている

■キャンセル料は福利厚生ではない。賠償的な要素が強いのでキャンセル料は含まない

■この間も充実を図ってきており、社員・家族の幸福の実現をめざしていくために行っていく

■現行の制度で妥当である

3. 福利厚生の見直しについて、全組合員が活用できるように各職場において説明会を実施すること。



●新たに出来た内容や見直した内容が周知されなければ利用できない！

■福利厚生に関わることは、社員がその場面にならないと分からることが多い

■管理者に質問していただき、管理者も即答できないかもしれないが、しっかり確認して答えていく

■必要な周知等は引き続き行っていく

●**新たなものをつくっても活用されなければ意味がない！職場での説明を求める！**